



引越しに伴うごみの処理について

引越しに伴うごみは、次のように処分してください。

粗大ごみの収集の申込みはお早めに!



粗大ごみ(有料)	<p>○戸別収集 中間処理場へ申込みをしてください。 収集日／3月5日(水)～11日(火) ※土・日を除く 4月2日(水)～8日(火) ※土・日を除く</p> <p>○直接搬入 予約は不要です。中間処理場の受付時間内に搬入してください。 【中間処理場の受付時間】 月～金曜日、第2・第4土曜日、第1・第3日曜日 午前8時30分～午後4時 ※祝日も受け付けます。</p>
ビン、金属、雑芥	<p>○収集日に、集積所に出してください。</p> <p>○引越しの場合に限り、中間処理場へ搬入することができます。事前に環境経済課に申請し、指定袋に入れて搬入してください。</p>
ペットボトル	<p>月1回の集積所収集又はスーパー・公共施設の回収場所へ出してください。 回収場所／いなげや松伏店、役場、中央公民館、赤岩地区公民館 B & G海洋センター、老人福祉センター、ふれあいセンターかがやき</p>
もえるごみ	<p>収集日に出してください。中間処理場への搬入はできません。</p>

■粗大ごみの予約受付／中間処理場 ☎992-0531

■ごみに関する問合せ／環境経済課 ☎991-1839

ごみ減量化・資源化にご協力ください!

松伏町から排出される燃えるごみ(家庭系・事業系)が増加傾向にあります。

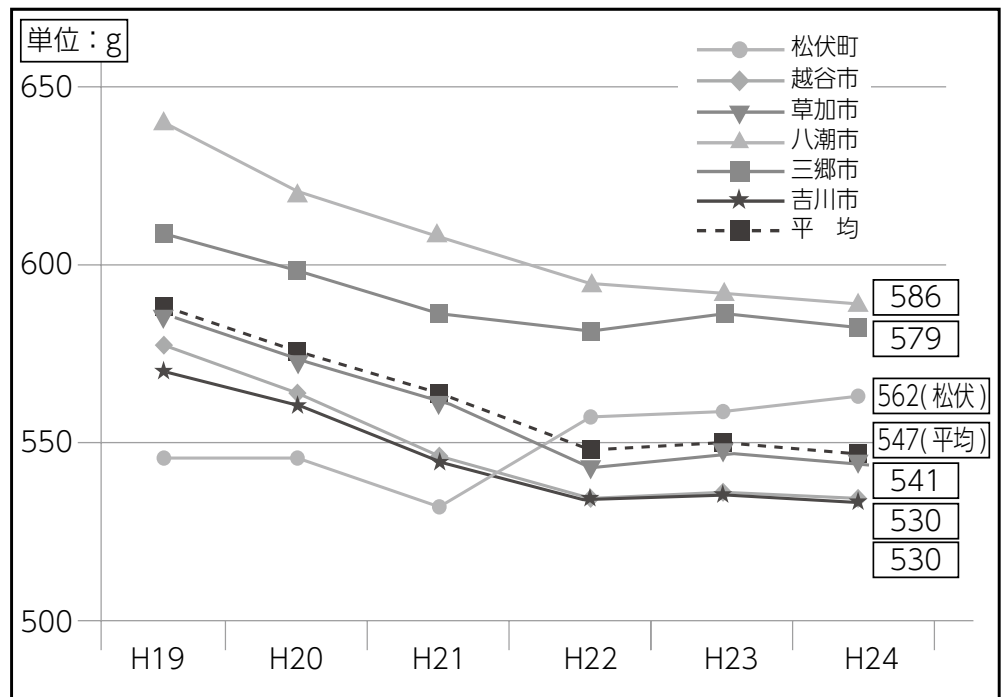
家庭から出る燃えるごみに混入される紙類(雑誌、チラシ、段ボール等)の占める割合は約30%です。紙類(特にざつがみ※1)を燃えるごみに出さず、地域団体の資源回収に出していただくか、ルールを守り指定の日(古紙・布の日)にごみステーションに出していただくようお願いします。

また、事業所から排出されるビニール、発泡スチロールなどは産業廃棄物扱いとなりますので、一般廃棄物(事業系)では出せません。ダンボールなどは必ずリサイクルをお願いします。

※1 ざつがみとは…
紙箱、包装紙、たばこのパッケージ、はがき、封筒、メモ用紙、トイレットペーパーの芯、シュレッダーした紙など



○1人1日あたりの燃えるごみ排出量の推移(家庭系)



この広報3月号に平成26年度ごみ収集カレンダーが折り込まれています